

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	ひとり親家庭医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、ひとり親家庭医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び東大阪市政府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき、以下の事務を行う 1.ひとり親家庭医療費助成の資格に関する事務 2.ひとり親家庭医療費助成の給付に関する事務 3.Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得、閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得、閲覧することが可能となる。
③システムの名称	中間サーバー、共通基盤システム、医療費助成業務システム、電子申請システム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費助成事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第6号 東大阪市政府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部医療助成課
②所属長の役職名	医療助成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課 〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06-4309-3123
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東大阪市民生活部医療助成課 〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話:06-4309-3166
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	東大阪市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、毎年度当初頃に、全職員(会計年度任用職員を含む)を対象とした情報セキュリティ研修を受講させている。受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等が実施されている。これらから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考え、人為的ミスの抑制にもつながり、対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	医療費助成システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、異動者や退職者の権限を削除する等、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	中野 あゆ美	米澤 宗	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成31年3月1日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	2016/9/30	2018/12/31	事後	
平成31年3月1日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	2016/9/30	2018/12/31	事後	
平成31年3月1日	Ⅰ. 5. ②所属長の役職名	医療助成課長 米澤 宗	医療助成課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
令和3年8月1日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	2018/12/31	2021/4/1	事後	
令和3年8月1日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	2018/12/31	2021/4/1	事後	
令和3年8月1日	Ⅳ. 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	特に力を入れている	事後	
令和3年8月1日	Ⅳ. 8監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条14号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条15号	事前	法改正による番号ズレが生じるため
令和5年7月10日	Ⅰ. 1. ③システムの名称	中間サーバー、共通基盤システム、医療費助成業務システム	中間サーバー、共通基盤システム、医療費助成業務システム、電子申請システム	事後	
令和5年7月10日	Ⅱ. 1. 評価対象の事務の対象者は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年7月10日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	2021/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年7月10日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	2021/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ. 1. ②事務の概要	東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき、以下の事務を行う ・ひとり親家庭医療費助成の資格に関する事務 ・ひとり親家庭医療費助成の給付に関する事務 特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う ・他市町村からの転入者の受給資格に関する所得要件の審査に関する事務	東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき、以下の事務を行う ・ひとり親家庭医療費助成の資格に関する事務 ・ひとり親家庭医療費助成の給付に関する事務	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ. 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1第3の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2の項	事後	条例改正による番号ズレが生じたため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月1日	I . 1. ②事務の概要	・ひとり親家庭医療費助成の資格に関する事務 ・ひとり親家庭医療費助成の給付に関する事務	1.ひとり親家庭医療費助成の資格に関する事務 2.ひとり親家庭医療費助成の給付に関する事務 3.Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得、閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得、閲覧することが可能となる。	事前	デジタル庁の先行実施事業へ参加する為。
令和6年8月1日	I . 1. ③システムの名称	中間サーバー、共通基盤システム、医療費助成業務システム、電子申請システム	中間サーバー、共通基盤システム、医療費助成業務システム、電子申請システム、Public Medical Hub (PMH)	事前	デジタル庁の先行実施事業へ参加する為。
令和6年8月1日	I . 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条6号 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1第2の項	事前	デジタル庁の先行実施事業へ参加する為。
令和6年8月1日	IV. 5. 特定個人情報の提供・移転	[☒]提供・移転しない [☐]	[☐]提供・移転しない [☒ 十分である]	事前	デジタル庁の先行実施事業へ参加する為。
令和7年1月30日	I . 4. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	
令和7年1月30日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業		[☒ 十分である] 判断の根拠 東大阪市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、毎年度当初頃に、全職員(会計年度任用職員を含む)を対象とした情報セキュリティ研修を受講させている。受講確認を行い、全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。 また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等が実施されている。これらから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考え、人為的ミスの抑制にもつながり、対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	IV. リスク対策 1.1. 最も優先度が高いと考えられる対策		〔3〕権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策〕 〔 十分である 〕 判断の根拠 医療費助成システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、異動者や退職者の権限を削除する等、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目の追加